

京都市訓令甲第 38 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

授業料及び保育料徴収事務取扱手続についての廃止について次のように定める。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

授業料及び保育料徴収事務取扱手続については、廃止する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)